

令和5年5月28日改定

大宮二丁目自治会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は大宮二丁目自治会と称する。

第2条 本会は事務所を会長宅に置く。

第2章 地域及び会員

第3条 本会は杉並区大宮2丁目に住居を有する世帯及び事務所又は営業所を有し本会の目的に協賛するものをもって組織する。

第3章 目的及び事業

第4条 本会は環境の改善、生活の保安に努め、会員相互の親睦と社会福祉の増進を図り、住みよい明るい街づくりを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防犯、防火、保健衛生、交通、その他環境施設等公共の福利厚生に関する事項
2. 婦人、青少年育成に関する事項
3. 赤十字、共同、歳末助けあい等の募金、献金等に関する事項
4. 官庁、地方公共団体及び関係諸団体との関連事項
5. その他、本会の目的遂行に必要な事項

第4章 役員

第6条 本会に役員として、会長1名、副会長若干名、会計2名、部長若干名を置く。

第7条 本会に監事2名を置く。

第8条 本会の役員は、総会において、会員の互選とし、任期は2年とする。再任は2期までとする。ただし役員会の承認を得て、さらに1年ごとの再任は認める。

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これに代わる。会計は本会の経理を担当し、部長は会長、副会長の旨を受けて会務の運営に当たり、防災、防犯、保健衛生、更生、婦人、青少年等、各部の部長として、会務を分掌する。監事は会計の監査をする。

第10条 会長は、役員会に諮り、顧問、相談役を委託することができる。役員会は会長、副会長、会計で構成され、必要により会長は、会計監事、担当部長、班長他を招集し本会に参加を要請することができる。

第5章 会議

第11条 本会の会議は総会、役員会、地区班長会とし、会長が招集し、議長を指名する。

第12条 定期総会は会計年度終了後2ヶ月以内に招集する。臨時総会は会員の3分の1以上より請求があったとき、または、会長が必要と認めたときに招集する。

第13条 会議の定足数

1. 総会は、会員の2分の1以上の出席が無ければ、開催することができない。ただし、他の会員を代理人として表決を委任したものは、出席とみなす。
2. 役員会は、役員会構成員の2分の1以上の出席が無ければ、開催することができない。ただし、他の役員会構成員を代理人として表決を委任したものは、出席とみなす。

第14条 決議

1. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 役員会の議事は、役員会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6章 地区及び班

第15条 本会は事業運営と、その迅速を図るため全地域を数地区に分け、さらに地区を細分して、班を置き、実情に即した地域活動をなす。

第16条 班長は会計の委託により班内の会費の集金、その他の会務の遂行に協力する。

第7章 会 計

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第18条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

第19条 会費は一世帯当たり年額1,000円とする。

第20条 本会の支出は、その都度会長の承認を得て、これを行う。

第8章 附 則

第21条 会長はこの会則の規定のない事項で必要なことは役員会の決議をもってこれを、定めることができる。

第22条 本会の会則の改廃は総会において、これを定める。

第23条 慶弔金

1. 会員家族の新小学一年生には、記念品を贈呈する。
2. 会員家族の新成人には、記念品を贈呈する。
3. 会員家族の満88歳（米寿）を迎える方には、長寿お祝いメッセージと記念品を贈呈する。

4. 会員世帯主が死亡の場合は、香華料として5,000円を霊前に供える。
5. 会員世帯主の配偶者死亡の場合は、香華料として3,000円を霊前に供える。

- 第24条
1. この会則は昭和61年6月より、これを実施する。
 2. 平成30年5月20日開催の総会の決議による変更
 3. 令和2年6月21日役員会の決議（新型コロナウイルス感染症対策のため総会は開催せず書面表決となる）により変更
 4. 令和3年5月23日開催の総会の決議による変更
 5. 令和5年5月28日開催の総会の決議により変更

会則は令和5年5月28日から実施する。